

平成 31 年 4 月 22 日

次のとおり、プロポーザルを行いますので、公表いたします。

- 1 委託名 環境技術産学公民連携公募型共同研究事業委託
委託内容 別紙のとおり
履行期限 平成 32 年 3 月 31 日（火）
- 2 提案資格
 - (1)環境技術についての研究を実施するに足りる十分な能力を有し、市をフィールドとした環境技術に関する研究を推進できるもの
 - (2)企業、大学、研究機関、非営利団体などとし、いずれも法人格を有するもの
 - (3)市暴力団排除条例（平成24年川崎市条例第5号）第7条に規定する暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有するものでないもの
 - (4)神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項又は第2項の規定に違反していないもの
 - (5)市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
 - (6)市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
 - (7)市が定める期日までに当該契約年度の市業務委託有資格業者名簿に登録されていること。
- 3 提案内容の評価基準 評価基準表のとおり
- 4 担当部課
川崎市環境総合研究所都市環境課産学公民連携担当
川崎市川崎区殿町3丁目25番地13号 川崎生命科学・環境研究センター3階
電話：044-276-8964 E-mail：30sotosi@city.kawasaki.jp
- 5 参加意向申出書提出の期限、場所及び方法
平成 31 年 5 月 20 日（月）（必着）までに郵送又は持参により提出すること。
提出場所は「4 担当部課」と同じ。
- 6 提案資格確認結果通知書の交付期間、場所及び方法
平成 31 年 5 月 21 日（火）までに提案者宛て郵送により発送します。
- 7 提案書提出の期限、場所及び方法
平成 31 年 5 月 28 日（火）17 時（必着）までに郵送又は持参により提出すること。
提出場所は「4 担当部課」と同じ。
- 8 要請手続きにおいて使用する言語及び通貨
使用する言語は日本語、通貨は日本円とします。

9 契約書作成の要否 要

10 関連情報を入手するための照会窓口 「4 担当部課」と同じ

11 評価が同点となった場合の措置

- ・ 同得点の企画提案が複数あった場合は、評価基準表の上側にある項目から比較していき、当該項目の得点が高いものを上位とする。
- ・ 全項目の得点と同じ企画提案が複数あった場合は、出席委員の多数決により決し、それでもなお同点の企画提案が複数あった場合には、委員長が決する。

12 その他必要と認める事項

- (1) 業務規模概算額 200 万円を上限とします。
- (2) 見積書提出の有無 有
- (3) 提案書の作成及び提出に関する提案者の費用負担の有無 有

○評価基準表

ア テーマ提案方式

評価項目	評価の着眼点
企画の内容 内容	<p>環境課題の解決につながる研究（次のいずれか一つ以上を満たしている）か</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ニーズ把握ができている ・ 期限内に成果が期待できる ・ 本市の環境改善に役立つものである ・ 市内の産業振興に役立つものである ・ 国際貢献に役立つものである
実現性	<p>研究計画が具体的で、かつ実現の可能性がある（次の全てを満たしている）か</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 研究を実施する上で必要な知識や経験を持っている ・ 研究に携わる人員等、必要な実施体制を確保している ・ 実施方法、スケジュールが具体的に示されており、実施が可能である
新規性・ 独自性	<p>先進的・革新的な研究（次のいずれか一つ以上を満たしている）か</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 類似の技術や研究がない ・ 既存の技術や研究ではあるが、独自性があり、社会実装につながるものとして期待できる ・ “川崎モデル”としての発信が可能である
社会実装 の可能性	<p>研究期間及び終了後の展開について考えられているか</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 製品化、事業化、地域展開など社会実装に向けた活用策が期待できる
妥当性	<p>見積額の積算が適正（次の全てを満たしている）か</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 不明瞭な経費が計上されていない ・ 過大又は過小な経費の見積がされていない
<p>評価項目ごとに5点満点とし、絶対評価による客観的採点を行う。 ◆ 評価点〔優秀:5点、良好:4点、普通:3点、やや劣る:2点、劣る:1点〕 ◆ 基準点:満点の半分</p>	

イ 特定テーマ方式

評価項目	評価の着眼点
企画の内容	<p>市が提示した研究テーマの解決につながる企画であり、具体的かつ実現性がある（次の全てを満たしている）か</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市が提示した研究テーマ及び条件に適した企画である ・研究計画の着実な実施に加え、取組結果に応じた適切かつ柔軟な計画変更等に対応できるための必要な知識や経験を持っている ・研究に携わる人員等、必要な実施体制を確保している ・実施方法、スケジュールが具体的に示されており、実施が可能である
実証技術の内容	<p>市が提示した研究テーマに合致した環境技術である（次の全てを満たしている）か</p> <ul style="list-style-type: none"> ・異なる環境技術を有する共同研究者が複数参画している ・実証技術の作用機序が明確になっている ・実証技術の有効な活用手法が見出せる見込みがある ・本市における技術的知見の蓄積が期待できる
研究への積極性	<p>研究に対して意欲的に取り組む姿勢がある（次のいずれか1つ以上を満たしている）か</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有識者等で構成する評価委員会等を設置するなど、専門的知見や助言が得られる体制を確保している ・市民等への効果的な広報手段を考えている
妥当性	<p>見積額の積算が適正（次の全てを満たしている）か</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不明瞭な経費が計上されていない ・過大又は過小な経費の見積がされていない
<p>評価項目ごとに評価点と係数を乗じた点数を満点とし、絶対評価による客観的採点を行う。 ◆評価点〔優秀:5点、良好:4点、普通:3点、やや劣る:2点、劣る:1点〕 ◆係数:企画の内容・実証技術の内容は2、それ以外は1 ◆基準点:満点の半分</p>	